

## クーリングオフ

訪問販売やマルチ商法などで思わず買ってしまったり契約してしまった場合、後から良く考えてみたら不要だったり契約すべきではなかったと思ったら**無条件**で返品したり契約を解除できるのがクーリングオフ制度です。

この制度は、すべての取引に適用できるわけではなく、各取引に関する法律に規定されている場合や契約の内容にクーリングオフが記載されている場合に限られています。

クーリングオフは、**一定の期間内**に行わなければなりません。期間の起算が、書面による告知があった日、契約書交付日、契約書受領日、契約日など様々ですので注意が必要です。

クーリングオフは、**内容証明郵便**により**契約解除通知**を送付することにより行います。

クレジット契約をしている場合は、信販会社に対して**支払い停止通知**をします。

クーリングオフを行う場合は、取引の種類や対象となる商品・役務、クーリングオフの期間等が法律で個別に規定されていますので遅滞なくご相談ください。